

平成 29 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社  
代表取締役社長兼 CEO 一 木 茂  
(コード 3121 東証 2 部)  
問合せ先 取締役 CFO 兼財務経理部長 高 崎 正 年  
(TEL 03-5224-4900)

### 香港法人申請から設立のお知らせ（開示事項の経過）

平成 29 年 7 月 3 日付で、香港における仮想通貨取引所開設のため、子会社「MBK ASIA LIMITED」の設立の申請いたしましたことをご報告させて頂きましたが、今般、会社設立の手続きが完了いたしましたので、ご報告申し上げます。

「MBK ASIA LIMITED」におきましては、まず、香港を中心として本格的に仮想通貨事業に参入することとし、

- ・ 仮想通貨取引所の開設・運営
- ・ 香港を中心としたアジアの仮想通貨事業（仮想通貨取引、ICO（※）等）へのアドバイズ業務

（※）ICO（Initial Coin Offering）：

企業またはプロジェクトが自らのコイン（仮想通貨）を発行し、当該コインが仮想通貨交換所で売買する前に、投資家が当該コインを購入することで資金調達を行うことをいいます。

を行ってまいります。

また、株式会社極楽湯や株式会社ホッコクの中国への事業展開の支援など、これまでの当社のアジアでのビジネスの実績を活かし、日本からアジア、アジアからの日本へのビジネスコンサルアドバイズ業務を行ってまいります。

仮想通貨事業につきましては、すべて、BTCボックス株式会社との戦略的パートナーシップに基づき、同社と協業で行ってまいります。

なお、現段階におきましては、本子会社設立により今後 3 年間の業績等に与える影響は軽微なものと考えておりますが、重要な影響を与えうることとなった場合、直ちに開示させて頂きます。

#### MBK ASIA LIMITED の概要

社 名 : MBK ASIA LIMITED  
本店所在地 : 中国香港市  
設立年月日 : 平成 29 年 7 月 12 日  
事 業 内 容 : 仮想通貨取引所運営業務、仮想通貨アドバイザリー業務等

以 上